

一般社団法人佐野市観光協会ホームページリニューアル業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務委託名

一般社団法人佐野市観光協会ホームページリニューアル業務

(2) 業務目的

平成 27 年に現在のホームページを作成後、6 年が経過する。その間、佐野市への観光目的者をはじめとするホームページ利用者の増加や閲覧環境の変化により、求められるニーズに対応しきれない部分が発生している。具体的には市内の食や目的地情報のより詳細な情報の紹介、ニーズに沿った季節の最新情報等をより見やすく、わかりやすく改修することで佐野市に更に興味を持って頂き、観光事業の推進、地域産業の振興を図る。

(2) 業務内容

3(3)のとおり。なお、対応プラットフォーム要件としては少なくとも下記に記載されたプラットフォームで、新ホームページが正常に表示されること。また、アップデートに対応すること。

(ア)Windows8.1 以降の Microsoft Internet Explorer、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox 各最新版ブラウザ

(イ)Mac OS 10.13 以降の Safari、Google Chrome、Firefox の各最新版ブラウザ

(ウ)iPad タブレットの iOS 14 以降の Safari、Google Chrome、Firefox の各最新版

(エ)Android タブレットの Ver-9.0 以降の Google Chrome、Firefox の各最新版

(オ)iPhone の iOS 14 以降の Safari、Google Chrome、Firefox の各最新版

(カ)Android スマートフォンの Ver-9.0 以降の Google Chrome、Firefox の各最新版

(3) 契約金額の上限

2,014,320 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

(4) 予定契約期間

契約締結の日から令和 3 年 11 月 30 日まで

※令和 3 年 12 月 01 日に公開可能な状態へ

(5) 書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

(一社) 佐野市観光協会（担当：丸山）

住所：〒327 - 0015 栃木県佐野市金井上町 2519

電話：0283-21-5111 FAX：0283-21-5000

E-Mail：info@sano-kankokk.jp

受付時間：土日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本協会の会員であること。会員でないものは契約締結時迄に当協会入会申込書を提出する意思のあるもの。（協会入会には条件や会費がございます。）
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐野市暴力団排除条例に準じること。
- (6) 現所属、旧所属問わず（転職、起業等）市町村や両毛地域等複数市町レベルのホームページ（特に観光関係）の構築又は、それと同等以上の受注実績があり、本業務を確実に履行できる者であること。

3 手続きについて

(1) 予定される実施スケジュール

ア 実施内容等の公表	本日
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 3 年 7 月 23 日（金）15 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 3 年 8 月 2 日（月）迄
エ 見積書受付期間	令和 3 年 8 月 10 日（火）17 時必着
オ 審査結果の通知	令和 3 年 8 月 12 日（木）

※決定者のみ通知

(2) 質疑・回答

質問事項がある場合は原則、電子メール又は FAX により提出すること。書式は問わない。

- ア 提出期限：令和 3 年 7 月 23 日（金）15 時まで
- イ 質疑方法：電子メールに添付又は FAX により、1 (5) に提出すること。
- ウ 回答期日：令和 3 年 8 月 2 日（月）（予定）
- エ 回答方法：電子メールにて

(3) 委託内容、見積書の提出

以下ア〜クに基づき書類を作成し、郵送又は持参により提出すること。

ア 次の事項を記した書類も作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 実施計画及び全体のスケジュール

(イ) デザイン

トップページ（日本語及び英語版変換機能、更新状況、Twitter 埋込、子ページへのリンク、ページ下部に広告バナー等）、佐野市の概要（日本語版及び英語版

機能、現在の当協会のホームページの佐野市の紹介文を基にしてください)、観光素材ページ(日本語版、英語版は無くてもよいが変換機能がある方が望ましい、イベント、食事、遊び場、商品紹介・お買い物処・市内アクティビティ紹介(決済方法助言含)、宿泊情報、当協会会員一覧・会員への案内ページ、様式集、HP外リンク等のデザイン案を提案すること。

(ウ) ホームページ構成案

ホームページ全体の構成及び各ページの閲覧時の利便性について提案すること。

(エ) 既存ホームページからのデータ移行の方法

(オ) http から https への移行

(カ) CMS システム機能

(キ) セキュリティ対策、サーバの概要

(ク) クッキーポリシー及びプライバシーポリシー

(ケ) SEO 対策の概要

(コ) 運用マニュアルについて

(サ) 運用操作指導の実施

イ ドメイン・サーバーの基本要件

(ア) 独自ドメインを利用するものとする。現在のドメインを活かしたい。

(イ) サーバーは障害発生時に備えて適切なバックアップデータによる保全及び迅速な復旧が可能であること。

(ウ) コンテンツの充実やセキュリティ対策を適切に講じられるよう、アクセスログの記録、解析が容易にできること。

(エ) 令和3年度中の設定・運用保守等に係る費用は、委託業務の委託経費に含む。

ウ 次年度以降の運用コストについて

エ 提出書類は、理由を問わず返却しない。

オ 協会は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

カ 改修後(令和3年12月1日以降)一定期間は、障害や問合せに対応可能な体制をとること。

キ 見積書の作成及び提出に係る費用等作成に要する経費は全て見積提出者の負担とする。

ク 見積提出者は、見積書の提出をもって、実施仕様書等の記載内容に同意したものとみなす。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 見積書の金額が1(3)の委託上限額を超える場合

4 契約に関する事項

- (1) 契約の相手方の候補者に選定された者と協会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合委託契約を締結する。
- (2) 見積書の提出者が、定められた予算、及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
また、契約成立後、ホームページ作成の進行に伴い、仕様書における作成方法より優れた作成方法が発見された場合には、契約当事者間での合意に基づき、仕様書の内容を一部変更することができるものとする。
- (3) 契約の締結に必要な経費は、受託者の負担とする。
- (4) 契約代金の支払いについては、原則、業務完了後払いとする。
ただし、本業務の遂行上必要がある場合には、受託者は概算払を要求できるものとし、契約締結後速やかに資金計画書を提出し、協会の承認を得ること。
- (5) 次年度以降のホームページの運用保守の契約は、別途行う。

5 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協会と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (2) 個人情報の保護
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し契約が解除された後においても同様とする。

6 その他

- (1) 提出書類及び選考の経過は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。